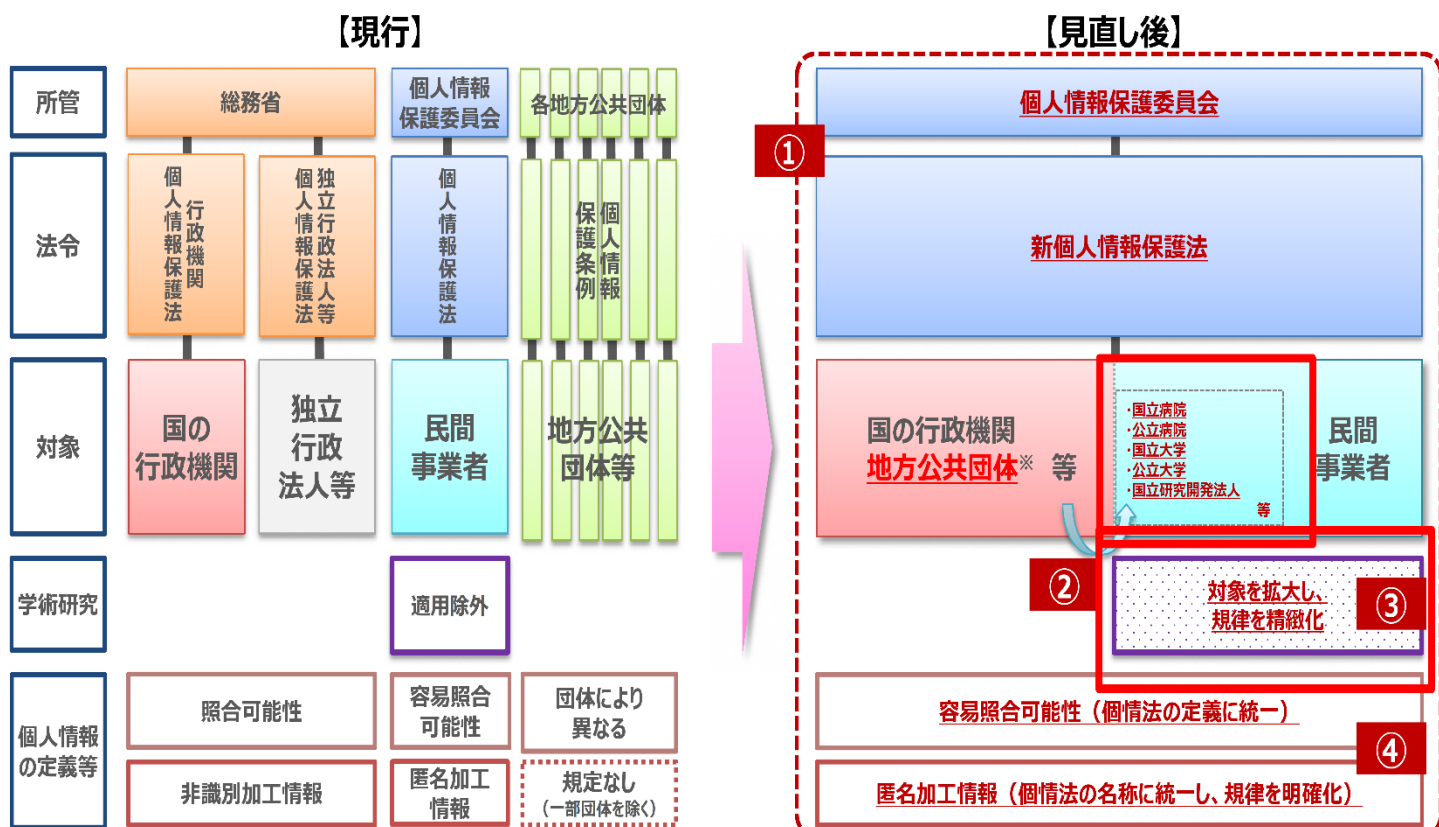


船橋市個人情報の保護に関する法律施行条例

1. 制定の背景及び制定理由

- ① 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」第51条により、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）」が改正。
- ② この改正に伴い、地方公共団体等も含めた個人情報保護制度について全国的な共通ルールが規定された（下図「個人情報保護制度見直しの全体像」参照）。
- ③ 船橋市の運用においても、法の規定に則ることとなるため、船橋市個人情報保護条例を廃止するとともに、法の施行に関する必要な事項について、新しく条例を制定するもの。

個人情報保護制度見直しの全体像



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

出典：個人情報保護委員会ウェブサイト
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi>

2. 制定内容

【第1条（趣旨）】

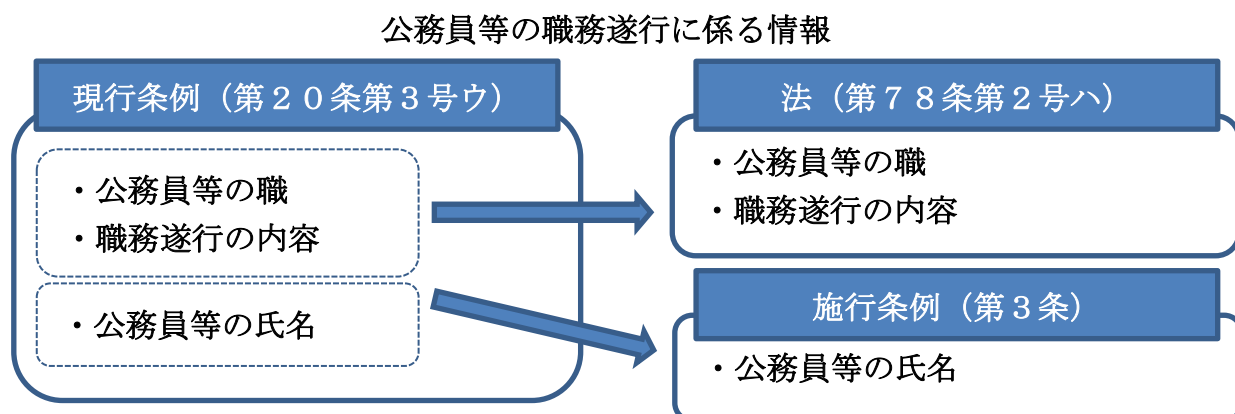
⇒「法の施行に関し、必要な事項を定める」旨を規定。

【第2条（定義）】

⇒「条例における用語の意義は、法の例による」旨を規定。

【第3条（開示する情報）】

〈概要〉



○今後の開示請求においても、船橋市情報公開条例との整合性の確保を図ることから、公務員等の氏名は開示を行うことを規定した。

※なお、公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合等は開示されない。

【第4条（開示請求に係る手数料等）】

〈概要〉

①現状、船橋市個人情報保護条例及び船橋市情報公開条例に基づく開示請求では、開示請求者から手数料は徴収せず、写しの作成及び送付に要する費用を負担（実費負担）する規定としている。（船橋市個人情報保護条例第33条及び船橋市情報公開条例第19条）

②今後の開示請求においても、現在と同様に、開示請求者から手数料は徴収せず、写しの作成及び送付に要する費用を負担する旨を規定した。

【附則】

第1項（施行期日）

第2項（船橋市個人情報保護条例の廃止）

第3項・第4項（船橋市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

⇒船橋市個人情報保護条例の施行中にされた開示請求等や違反行為について、従前の例による措置。

第5項（船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第6項（船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置）

⇒船橋市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について、船橋市情報公開・個人情報保護審査会における調査審議等は、従前の例による措置。

3. 施行期日

令和5年4月1日

【参考】船橋市個人情報保護条例と個人情報の保護に関する法律の相違点

条例・・・船橋市個人情報保護条例 法・・・個人情報の保護に関する法律

項目	相違点		取扱い
	条例	法	
死者に関する情報	個人情報に該当する。	個人情報に該当しない。 (個人に関する情報には該当)	法の規定により「個人情報」は、 <u>生存する個人に関する情報</u> と定義づけられ、全国一律の取扱いに。 ※保有個人情報開示請求においては、死者に関する情報は個人情報ではないが、「個人に関する情報」として、これまでどおり <u>不開示情報</u> となる。
帳簿の作成・公表	個人情報取扱事務届出簿 (事務単位)	個人情報ファイル簿 (体系的に構成された情報の集合物単位。システム・エクセルファイルなど)	記載項目が類似しているため、法の個人情報ファイル簿のみ作成・公表。
個人情報保護委員会の関与	個人情報(特定個人情報を除く)の取扱いに関して、監視等の規定無し	個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護委員会が地方公共団体に対して、 ・資料の提出の要求及び ・実地検査 ・指導及び助言 ・勧告 できる規定が追加された。	個人情報保護委員会が地方公共団体への実地検査や指導・助言等を行うことに。